

告 示 第 85 号

令和8年1月19日

鹿児島市長 下 鶴 隆 央

鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約に係る制限付き一般競争入札の実施及びこの入札に参加する者の資格について（公告）

鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約に係る制限付き一般競争入札を実施するについて、この入札に参加する者に必要な資格を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の5の2の規定に基づき次のとおり定めたので、同令第167条の5第2項及び第167条の6第1項並びに鹿児島市契約規則（昭和60年規則第25号）第3条の規定により下記の事項を公告します。

記

1 入札に付する事項

(1) 契約件名

鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却

(2) 品名

鹿児島市粗大ごみ処理施設で受入・選別した羽毛布団

(3) 引渡し量（年間）

2,442枚（計画量であり数量を保証するものではない）

(4) 契約期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

(5) 羽毛布団の引き渡し期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる資格要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 納期の到来している鹿児島市税並びに消費税及び地方消費税を完納していること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされてい

る者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (4) この公告の日（以下「公告日」という。）以後において、本市から契約に係る指名停止を受けている期間がない者であること。
- (5) 入札に参加しようとする者の中に資本関係又は人的関係がないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員の統制下にある団体に該当しない者であること。
- (7) 鹿児島市が行う契約からの暴力団排除対策要綱（平成26年3月27日制定）に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (8) 公告日前1年間において、次のア又はイの方法により羽毛布団の再商品化を行っている者であること。
 - ア 羽毛布団を日本国内の自社又は関連会社の工場で繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を国内で製品等に加工する製造事業者に利用させていること。
 - イ 羽毛布団を日本国内の自社又は関連会社の工場で繊維製品等の原材料に再商品化し、その原材料を製品等に加工していること。

3 入札参加希望の申請方法等

- (1) 本入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。なお、所定の期日までに申請書等を提出した者で、入札参加資格があると認められた者でなければ、本入札に参加することができない。
- (2) 申請書等
 - ア 入札参加資格審査申請書（様式あり）
 - イ 商業登記簿謄本（法人の場合に限る。写し可）
 - ウ 納税証明書及び滞納がないことの証明書
 - (ア) 鹿児島市の市税について未納の税額がないことの証明書（写し可。公告日以降に証明されたもの。鹿児島市内に営業所等がない場合は提出不要）
 - (イ) 税務署発行の「消費税及び地方消費税」納税証明書（その3）（写し可。公告日以降に証明されたもの）
 - エ 印鑑証明書（原本）
入札時等に異なる印鑑を使用する場合は、使用印鑑届（様式あり）も提出すること。
 - オ 会社概要（様式あり）
 - カ 資本関係又は人的関係にある法人に係る申告書（様式あり）
 - キ 羽毛布団から羽毛を再生する施設を保有していることを証明する書類（関連会社の工場で再商品化する場合は、当該工場で再商品化していることを証明する書類）

- ク 公告日前1年間において羽毛布団を再商品化した実績を示す書類
- ケ 委任状（支社等が申請者になり、契約、請求、受領等の権限を委任する場合は必要。委任者は実印を押印）（様式あり）

(3) 申請書等の受付期間

公告日から令和8年2月9日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

(4) 申請書等の受付時間

午前8時45分から午後4時30分まで（正午から午後1時までの時間を除く。）

(5) 申請書等の交付場所、受付場所及び問い合わせ先

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288

(6) その他

- ア 提出部数は各1部とし、申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された申請書等は、返却しない。
- ウ 入札参加資格申請書等は、本市ホームページ（<https://www.city.kagoshima.lg.jp/>）においても入手することができる。

4 注意事項

- (1) 申請書の印は、実印を押印すること。
- (2) 証明書類は、証明年月日が入札参加資格審査申請書提出日前3か月以内のものとする。
ただし、納税証明書及び滞納がないことの証明書については、公告日以降に発行されたものとする。
- (3) 申請書等は、ファイル等に綴じず、3(2)に記載の順に並べて提出すること。

5 入札参加資格の審査及び通知

入札参加資格は、提出された書類等により審査し、その結果は令和8年2月13日（金）までにファックスにより通知し、後日、通知書原本を郵送する。なお、令和8年2月16日（月）において、いまだ通知がない場合は17に掲げる問い合わせ先に連絡し確認すること。

6 仕様書等の閲覧及び質疑応答

- (1) 仕様書等は、公告日から令和8年2月27日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）の間、本市ホームページ及び鹿児島市環境局資源循環部資源政策課において、閲覧に供する。
- (2) 仕様書等に関して質問がある場合には、質問書（様式あり）に質問事項を記載し、電子メールで送信すること。なお、電子メールの着信確認は、送信者の責任において行うこと。

ア 受付期間

公告日から令和8年1月27日（火）正午まで

イ 受付電子メールアドレス

shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp

ウ 質問様式交付場所

本市ホームページにおいて入手することができる。

(3) (2)に対する回答は、令和8年1月30日（金）午後5時15分までに質問者に対して電子メールで行うとともに、本市ホームページにおいて閲覧に供する。

7 入札説明会

実施しない。

8 入札の日時及び場所

(1) 日時

令和8年2月27日（金）午前10時

(2) 場所

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市みなと大通り別館4階401会議室

9 入札書の提出方法

(1) 郵送による場合

ア 郵送の方法

一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、入札書等を入れた封筒を、さらに別の封筒（以下「郵送用封筒」という。）に入れて送付すること。

イ 入札書到達期限

令和8年2月26日（木）午後5時15分（必着）

ウ 入札書の到達すべき場所

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課

エ 入札書の指定受取人

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課長 内村 一夫

オ 郵送用封筒記載事項

郵送用封筒にはウに掲げる入札書の到達すべき場所のほか、下記事項を記載すること。

(ア) 封筒表 「入札書在中」（朱書）

- (イ) 封筒裏 「開札日（入札日）」、「入札件名（鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約）」及び「差出人（住所、商号又は名称及び代表者職・氏名）」
- (2) 持参による場合

令和8年2月27日（金）午前10時に8(2)に掲げる場所に直接持参すること（持参する場合は、令和8年2月26日（木）午前10時まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）に17に掲げる問い合わせ先へ電話にて連絡すること。）。

1 0 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

鹿児島市契約規則第5条第3号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

落札価格の10分の1以上とする。ただし、鹿児島市契約規則第26条各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

なお、契約保証金は、契約履行後還付する。

1 1 入札方法

- (1) 入札書は、9に掲げる提出方法により提出すること。
- (2) 入札に参加する者は、代理人をして入札させるとときは、委任状を提出しなければならない。
- (3) 入札に参加する者又はその代理人（以下「入札者」という。）は、入札書に必要な事項を記載し、氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び入札件名（鹿児島市粗大ごみ処理施設羽毛布団売却契約）を記載した封筒に入れ、入札執行者に提出しなければならない。
- (4) 入札に際しては、(3)の封筒に積算内訳書を同封して提出しなければならない。
- (5) 入札者が、相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札を延期し、又はこれを中止することがある。
- (6) 入札執行回数は、3回までとする。

1 2 開札

即時開札とする。

1 3 入札書の記載方法等

- (1) 入札金額は、引渡し量に対応する積算内訳書の総価を見積もって記載すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て

た金額)をもって落札価格とするため、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

1 4 入札の無効等

- (1) 次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格のない者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - イ 委任状に記載のない代理人のした入札
 - ウ 記名のない入札書又は記載事項を判読しがたい入札書による入札
 - エ 記名のない積算内訳書又は記載事項を判読しがたい積算内訳書による入札
 - オ 算定方法に間違いのある積算内訳書による入札
 - カ 入札金額が加除訂正されている入札書による入札
 - キ 2以上の入札書(他の入札参加者の代理人として提出する入札書を含む。)による入札
 - ク 記載した文字を容易に消字することのできる筆記用具を用いて記入した入札書による入札
 - ケ 再度入札において前回の入札の最高金額以下の金額による入札
 - コ 明らかに連合によると認められる入札
 - サ 入札書記載金額と別に定める積算内訳書に記載された金額が異なる入札
 - シ 入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係があると認められる者のした入札
 - ス 郵送による入札において、9(1)イに掲げる日時までに、指定の場所に到達しないものの
 - セ 所定の様式以外の入札書による入札
 - ソ その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- (2) 初度の入札に参加しなかった者、入札に関する無効事項に該当する者、及び失格した者は、再度入札に参加することができないものとする。
- (3) 同価入札をした者は、くじによる落札決定においてくじを辞退することはできない。
- (4) 提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

1 5 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上で、かつ、最高の価格で申込みをした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ちあわない者、又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に係るのな

い職員にくじを引かせるものとする。

(3) 契約書別表には、入札書に添付の積算内訳書に記載された単価に消費税及び地方消費税額を加算した金額を種別毎に記載するものとする。

ただし、請求額については、積算内訳書に記載された種別毎の単価に当該月の数量を乗じて算出された額に、消費税及び地方消費税額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。）とし、契約書に定める期間内に落札者が支払うものとする。

なお、消費税率等が改定された場合は、その税率により算定するものとする。

1 6 契約締結の申出期限等

落札者は、落札の通知を受けた日から5日以内に契約書を提出しなければならない。

ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、期日を延長することができる。

1 7 問い合わせ先

〒892-8677

鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市環境局資源循環部資源政策課（みなと大通り別館4階）

電話 099-216-1288

ファックス 099-216-1292

電子メール shige-kanri@city.kagoshima.lg.jp